2026 年8月

学部生対象

名古屋大学 学生支援課

多子世帯に対する授業料等支援について

令和7年度より、日本人等学部学生を対象とした高等教育の修学支援制度において、多子世帯に対する支援（授業料等無償化）が新たに追加されました。

高等教育の修学支援制度では、日本学生支援機構（以下、JASSO）の審査を経て、多子世帯であることが認定されなければ免除にはなりません。そのため、授業料減免の申請手続きは、日本学生支援機構の給付奨学金の申請手続きをしていただくことが必要です。

JASSOの審査では、マイナンバー情報より最新（2025 年 12 月 31 日時点）の住民税上の扶養人数を確認します。あらかじめ、生計維持者のマイナポータルや課税証明書で扶養する子ども等の数が3名以上（申込者本人含む）であることをご確認ください。（原則として、住民税上の扶養人数で確認できる子どもの数が3名より少ない場合、または扶養に申込者本人が含まれていない場合は、多子世帯として認定されません。）

また、学生（申込者）本人のマイナポータルの「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書で 2025 年分の情報を確認してください。学生本人（申込者）の「本人該当区分」が「扶養控除対象」又は「特定親族」に該当しているかをご確認ください。いずれにも該当していない場合は、多子世帯の対象となりません。

【扶養人数の確認方法について】

○ マイナポータル確認画面（国事業「デジタル活用支援推進事業」標準教材より抜粋）

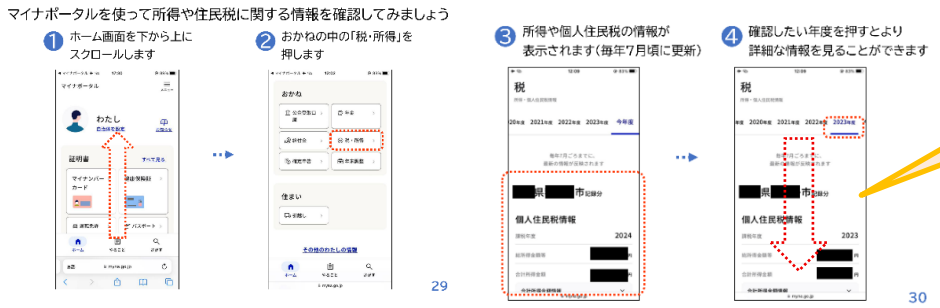

↓にスクロールし、「扶養控除情報」の「一般」・「特定」および「16 歳未満扶養者数」の合計が3名以上であることを確認

○ 日本学生支援機構 「課税証明書の見方」より抜粋

本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります

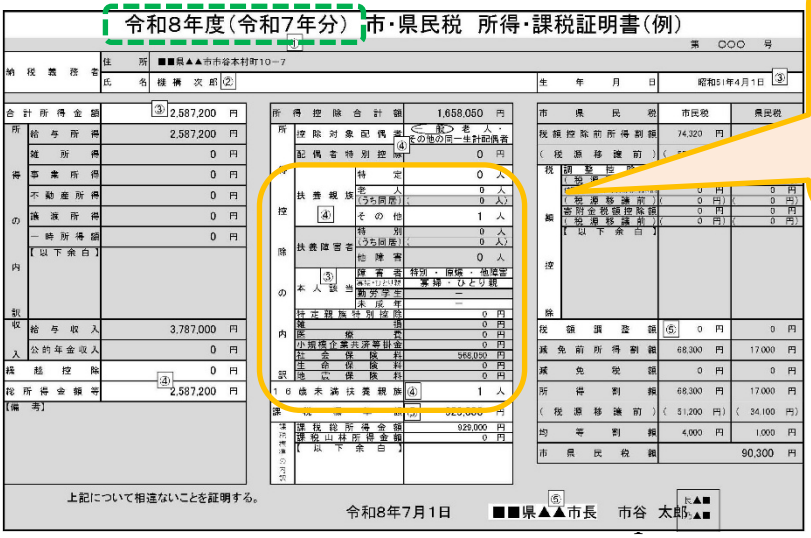

【「扶養親族」欄】
・その他（自治体によっては「一般」）
・特定
・16歳未満
の合計数が3名以上であることを確認